

## 愛媛県奨学金返還支援制度Q&A

	Q	A
1	愛媛県出身者以外も対象となりますか？	対象となります。県外大学に在学中の学生も対象です。
2	専修学校の学生は対象となりますか？	対象になりません。
3	自らが対象となる業種を起業する場合は対象になりますか？	対象になりません。 助成金の交付要件は登録企業への就職です。登録企業の一覧はHPをご覧ください。
4	奨学生証はどのような書類が該当しますか？	日本学生支援機構（JASSO）から奨学生として採用されたときに大学等を通じて交付される「奨学生証」を提出してください。（申請フォームに見本を添付しています。） 奨学生証が提出できない場合は、奨学生番号・奨学金の種類・氏名・貸与期間・貸与月額が分かるもので代用してください。
5	他の奨学金返還支援制度と併用できますか？	原則、併用できません。
6	審査結果はいつ頃通知されますか？	毎年3月末までに、随時通知する予定です。
7	助成対象者に認定された場合、必ず登録企業に就職しなければなりませんか？	助成対象者に認定された場合であっても登録企業への就職を強制させるものではありません。自由に就職活動を行ってください。
8	助成対象者の認定を受けた後、大学院へ進学した場合はどうなりますか？	卒業年度の翌年度に登録企業に就職しなかった場合は、助成金の交付要件を満たしませんので、下記の電子申請フォームから認定辞退の手続きを行ってください。 <a href="https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai">https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai</a>
9	助成対象者の認定を受けた後、留年が決定した場合はどうなりますか？	同上
10	人事異動で県外の事業所に勤務することとなった場合はどうなりますか？	勤務先が愛媛県内に主たる事業所を有する企業である場合は、継続して助成金の交付を受けられます。 愛媛県内に主たる事業所を有する企業でない場合は、県外の事業所等で勤務した期間については、助成金の交付対象になりません。 （県外の事業所に勤務することとなった場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。）
11	県内の登録企業に就職後、別の登録企業に転職した場合の取り扱いはどうなりますか？	卒業年度の翌年度に就職した登録企業に継続して就業していない場合は、助成金の交付要件を満たしませんので、下記の電子申請フォームから認定辞退の手続きを行ってください。 <a href="https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai">https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai</a>
12	産休や育休、病休となった場合はどうなりますか？	離職していなければ助成金の交付対象となります。ただし、1年間の奨学金の返還実績を有している必要がありますのでご注意ください。
13	奨学金を繰上返還した場合はどうなりますか？	奨学金を繰上返還した場合は、繰上返還した額を含めた1年間の返還実績に基づき、助成額を算出します。（助成額上限16.8万円）
14	奨学金の返還を猶予された場合はどうなりますか？	猶予期間については、奨学金の返還実績を有していないため、助成金の交付対象となりません。（返還を猶予された場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。）
15	奨学金の返還を免除された場合はどうなりますか？	助成金の交付要件を満たしませんので、下記の電子申請フォームから認定辞退の手続きを行ってください。 <a href="https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai">https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai</a>
16	奨学金の返還を滞納した場合はどうなりますか？	助成金の交付申請時点において、1年間の奨学金の返還実績を有していれば、助成金の交付対象となります。
17	助成金はいつもらえますか？どのように受け取れますか？	助成金の1回目の支払いは、就職年度の翌年度3月頃を予定しています。助成金は原則として日本学生支援機構に支払い、返済に充当されます。